資料 5

# 令和元年度 実地指導等について

令和元年5月31日 岐阜市福祉部指導監査課 (岐阜市サービス提供事業所研修会)

# 本日の説明内容

- I 指導及び監査について
- Ⅱ 平成30年度の実地指導状況について
- Ⅲ 全国の指定取消状況等
- IV 令和元年度の実地指導について

- ▶指導とは?
  - ■方針
    - 口自立支援給付対象サービス等の取扱いの周知徹底
    - 口自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項の周知徹底
  - ■形態
    - □集団指導 ⇒【講習方式】
    - □実地指導 ⇒【面談方式】

#### 指導の目的

「サービスの質の確保」「自立支援給付の適正化」を図ること

- ▶監査とは?
  - ■主眼
    - □サービス提供や自立支援給付請求の不正や著しい不当の疑い発生 ⇒事実関係を把握し、「公正」かつ「適切」な措置をとる
  - ■監査対象
    - □要確認情報(通報、苦情、相談等)
    - □実地指導で確認した情報
  - ■監査方法
    - □報告、帳簿書類の提出・提示命令
    - □出頭要請
    - □職員による関係者への質問
    - □実地検査(事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査)

改善報告書 実地検査 ・過誤調整又は返還金の徴収 改善勧告 ・行政指導 改善命令・公示 返還金十加算金 指定の効力の全部又は · 行政処分 -部停止 指定の取消し

> <u>監査から、「指定基準違反・不正請求等」に対する</u> 行政指導・処分を受けることにつながっていく。

> 実地指導実施件数 【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
居宅介護	2 2	就労定着支援	1
重度訪問介護	2 0	短期入所	1 0
同行援護	5	共同生活援助	1 2
行動援護	3	障害者支援施設	5
生活介護	1 7	入所支援	5
自立訓練	2	一般相談支援	3
就労移行支援	9	特定相談支援	2 0
就労継続支援(A型)	2 7	障害児相談支援	1 4
就労継続支援(B型)	2 9	合計	204

> 実地指導実施件数 【地域生活支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
移動支援	1 5	訪問入浴サービス	2
地域活動支援センター	3	日中一時支援	8
		合計	28

- > 実地指導における主な指摘事項
- ① 各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ② サービスの提供の記録が不適切
- ③ 運営に係る諸規程等の内容が不適切
- ④ 非常災害対策が不十分
- ⑤ 職員の健康管理が不十分

> 実地指導における主な指摘事項

# ①各種加算の算定及び取扱いが不適切

→加算に関する記録の不備など

(例:欠席時対応加算の相談援助の内容に関する記録)

(例:食事提供体制加算の内容に関する記録)

(例:送迎加算の内容に関する記録)

☆岐阜市公式ホームページ内 障がい福祉課

障害福祉サービス ⇒ 事業所向け様式一覧 ⇒ 欠席時対応連絡票

> 実地指導における主な指摘事項

#### ①各種加算の算定及び取扱いが不適切

#### 欠席時対応連絡票の様式例

受付:平成 年 月	日 時	対応者:		利用者:	
連絡者:本人・家族(	) • (	)	連絡方法:	電話・( )	
欠席日:平成 年 月 欠席の理由(利用者の状況)					
相談支援内容:					
次回通所予定日:平成 年	月 日		確認欄		

> 実地指導における主な指摘事項

# ②サービスの提供の記録が不適切

- →サービス提供の都度記録した上で利用者に確認など (例:サービス提供実績記録票に利用者の確認印)
  - →計画と実績が一致しない場合など (例:サービス等利用計画とサービス提供記録内容が 一致しない)
- →サービス提供記録の内容の記載が不十分 (例:サービスを提供した具体的内容、提供時間等の記載がない)

> 実地指導における主な指摘事項

# ③運営に係る諸規程等について内容が不適切

- →運営規程の内容が実態と相違及び誤記載
- → 重要事項説明書及び契約書の内容が実態と相違 及び誤記載
- ⇒運営規程の変更は障がい福祉課へ変更届の提出必要

☆岐阜市公式ホームページ内 障がい福祉課

- ・指定障害福祉サービス事業所の指定手続き
- ⇒指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて
- 地域生活支援事業者の登録申請等の手続きについて

> 実地指導における主な指摘事項

# ④-1 非常災害対策が不十分

→事業所内の棚等の転倒防止策が未整備

→避難訓練の未実施、記録漏れ

→消防設備の定期点検が未実施

(例:1年に1回総合点検、6月に1回機器点検を実施していない)

> 実地指導における主な指摘事項

# ④-2 非常災害対策が不十分

\*平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する「要配慮者利用施設」の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化

- →避難確保計画が未作成
- →避難確保計画は障がい福祉課へ提出が必要

<避難確保計画のひな形の掲載箇所>岐阜市ホームページ内 都市防災政策課⇒要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

> 実地指導における主な指摘事項

# 5職員の健康管理が不十分

- →年1回の定期健康診断が未実施
- →定期健康診断結果の書類が保管されていない
- →必要な検査項目の受診漏れ

年齢や深夜業等の特定業務への従事などによ

り健康診断内容や回数が異なることに留意

(例:視力、聴力など)

(省略が可能でない対象者に対する受診漏れ)

# Ⅲ 全国の指定取消状況等

### Ⅲ 全国の指定取消状況等

>指定取消事由(取消事由のみ。1事業所で複数の理由あり)

理由	
人員基準違反	虚偽答弁
運営基準違反	不正の手段による指定
不正請求	他法令違反
虚偽報告	不正不当行為

## Ⅲ 全国の指定取消状況等

- > 指定取消の主な事例①
  - ・障害福祉サービスを利用者に提供していないにも関わらず、提供したとして、<u>虚偽の書類を作成</u>し、それに基づき、介護給付費等を**不正に請求**した。
  - ・減算が必要であるにも関わらず、<u>減算しないで</u>介護給付費等を<u>不</u> 正に請求した。
    - ・*同居家族にサービスを提供*し、介護給付費を<u>不正に請求</u>した。
  - ・<u>無資格の従業員によるサービス提供</u>について、介護給付費等を<u>不</u> 正に請求した。

#### ■ 全国の指定取消状況等

- > 指定取消の主な事例②
  - ・実際には<u>配置見込みのない者を従業者として記載し、指定申請</u>を 行った。
  - ・<u>監査において、*虚偽の報告書を提示*し、また、<u>虚偽の答弁</u>を行った。</u>
  - ・<u>監査において、*虚偽の答弁を行い*</u>、監査中に書類を破棄し<u>**監査妨害</u>**を行った。</u>
  - ・<u>介護保険法の違反</u>(介護保険法による指定取消処分)のあった事業 所において<u>一体的に提供している障害福祉サービスの指定取消</u>。

- ・令和元年度 重点事項【障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業】(※ただし、事業によって必要な事項のみ)
- 1 防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 2 報酬請求等は適正に行われているか。
- 3 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。

#### • 連絡事項等

#### ○障害児通所支援について

平成31年4月1日より指定障害児通所支援事業者の業務 管理体制の整備に関する届出の受理、立入検査等の事務・権 限が中核市(岐阜市)へ移譲されました。

今年度から以下のサービスについて、人員・設備・運営基準・報酬等に関する実地指導を実施します。

#### 対象サービス

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

- ・令和元年度 重点事項 【障害児通所支援事業】 (※ただし、事業によって必要な事項のみ)
- 1 報酬請求等は適正に行われているか。
- 2 利用者の処遇計画は適正に作成されているか。
- 3 防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。
- 4 利用者の事故・虐待防止及び安全確保対策は講じられているか。

# ご清聴ありがとうございました